

仙台市震災復興計画

中間案

(概要版)

仙台市震災復興計画は、仙台市が市民とともに東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定め、計画的に推進して行くことにより、一日も早い復興を達成することを目的としています。

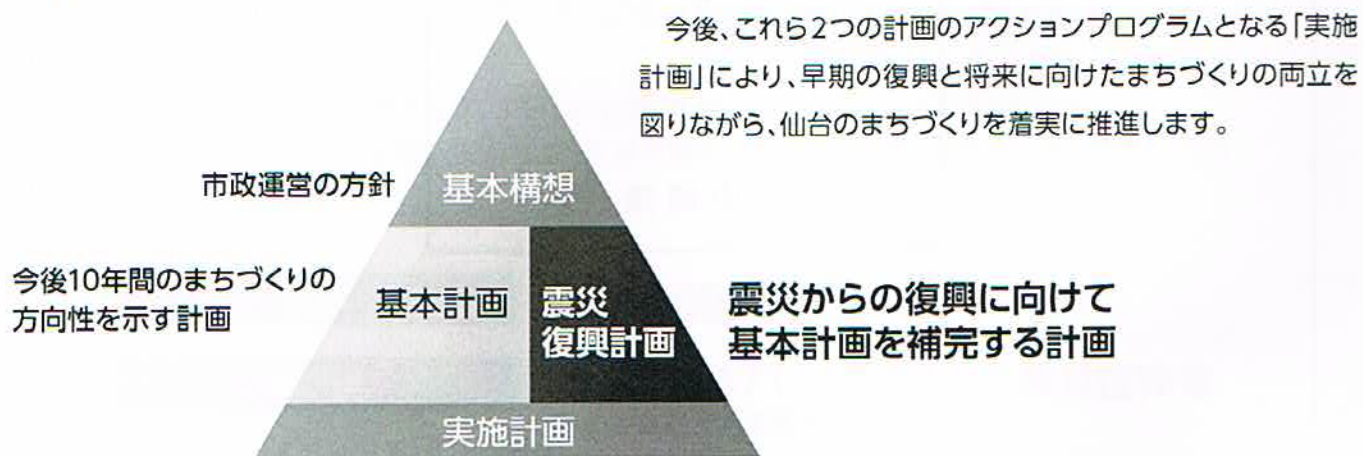
計画の位置づけ（「仙台市基本構想」「仙台市基本計画」との関係）

「仙台市基本計画」は、21世紀半ばを展望した「仙台市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けて、本市の今後10年間のまちづくりの方向性を示すものです。

基本構想に掲げた「市民力」の重要性は、震災後の支え合いの中で多くの市民に共有されるなど、基本構想に示したまちづくりの方向性は、今後の復興にあたって重要であることが認識されました。

今回の大震災を市民の皆様とともに乗り越えながら、基本構想に掲げた都市像の実現に向けた取り組みを継続していく必要があります。

大震災からの復旧・復興に向けた様々な取り組みは、その規模やまちづくりへの影響という観点から、中長期的な視点に立った計画的な対応が不可欠であり、基本計画を補完するものとして震災復興計画を定め、総合的に取り組みます。



復興の基本理念

今回の震災は複合的・広域的な被害を生じ、多くの課題を残しましたが、同時に、私たちが培ってきた地域の絆や自助、共助といった「市民力」が困難を乗り越える重要な力となることを明らかにしました。

100万市民一人ひとりの貴重な経験や厳しい状況を支えた知恵を結集し、「ともに、前へ」歩みを進めていく。それが私たちの目指す復興の姿です。

これまでの防災対策や都市エネルギーのあり方を根底から揺るがした今回の大震災。その復興に際しては、過去の延長に拘泥することなく、柔軟な発想に基づきながら、今回明らかになった諸課題に対処していくことが極めて重要です。

このことを踏まえ、減災を基本とする多重防御の構築や、エネルギー対策など環境政策の新しい展開などの取り組みを総合的に推進しながら、「新次元の防災・環境都市」を掲げ、しなやかでより強靱な都市の構築に向けて、多様で幅広い市民力とともに、本市の復興を力強く推進していきます。

I 総論

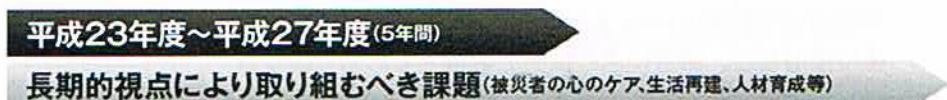
1 計画の概要

(1) 計画策定の目的: 東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策の体系化、計画的推進により、一日も早い復興を達成する。

(2) 計画の位置づけ:



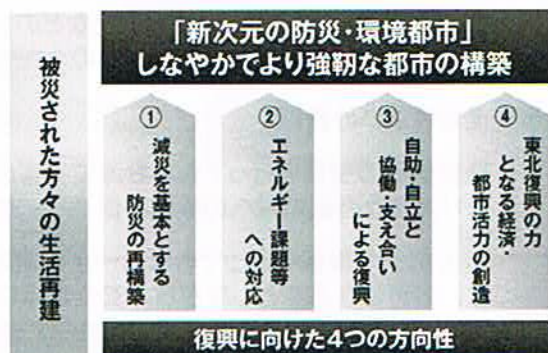
(3) 計画期間:



2 東日本大震災の総括

- (1) 複合的な被害と課題
- (2) エネルギー供給のあり方への警鐘
- (3) 「自助」、「自立」と「絆」、「協働」の拡大
- (4) 東北の復興への始動

3 仙台の目指す復興の姿



II 100万人の復興プロジェクト

- 1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト
- 2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト
- 3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト
- 4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト
- 5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト
- 6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト
- 7 「持続的なエネルギー供給を可能とする」
省エネ・新エネプロジェクト
- 8 「復興特区を積極的に活用する」都市活力創出プロジェクト
- 9 「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト
- 10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト

IV 復興まちづくり

- 1 市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくり
- 2 「省エネ・新エネルギー」対応型まちづくり
- 3 支え合う「自立」・「共生」まちづくり
- 4 東北の復興を牽引する「交流・活力創出」まちづくり

III 暮らしと地域の再生

- 1 被災された方々の生活再建支援
- 2 農業の再生
- 3 宅地の安全確保と復旧支援
- 4 地域企業支援
- 5 原子力発電所事故への対応

V 復興計画の推進

- (1) 「絆」と「協働」による柔軟で創造的な推進
- (2) 各主体の果たすべき役割
- (3) 持続可能な財政運営と整合する計画の推進
- (4) 復興特区の活用
- (5) 実施計画による計画的な推進

Ⅱ 100万人の復興プロジェクト

1 「津波から命を守る」津波防災・住まいの再建プロジェクト

津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、がれき等を活用して県道塩釜亘理線をかさ上げし、「第二の防波堤」としての機能を付加するなど、津波に対する様々な減災対策を講じます。

津波被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を促進することなどにより安全な住まいの確保を図ります。

【具体的な取り組み】

● 県道かさ上げなどによる「津波減災」

- ・ 県道塩釜亘理線のかさ上げにより「第二の防波堤」としての機能を付加するとともに、流失しにくい防災林の復旧など、津波による被害を軽減する対策を講じる
- ・ 県道のかさ上げや丘などの整備にあたっては、撤去したがれきや堆積土砂の活用を図る

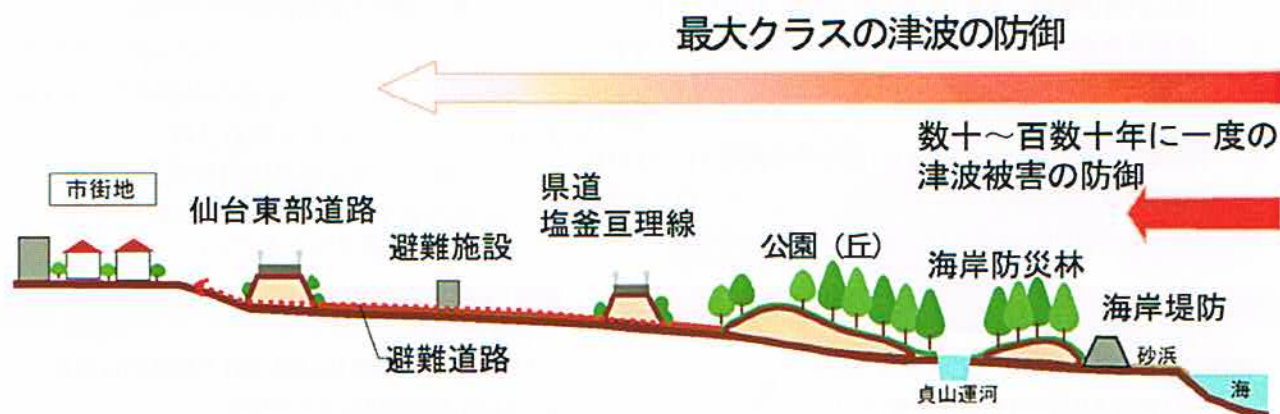
● 避難のための施設の確保

- ・ 津波から避難するための建物や丘などの避難施設や避難道路の整備、東部道路の緊急避難場所としての活用など、津波から逃げ、市民の命を守るための施設を複層的に確保

● 安全な住まいの確保

- ・ 防災施設の整備を行ってもなお津波被害の危険性が高い地区については、住宅の新築や増築を禁止し、より安全な西側地域への移転を促進し、住まいの安全を確保
- ・ 防災施設の整備を行ってもなお一定程度の津波被害の危険が想定される地区については、現地での住まいの再建を基本としながら、安全確保に向け、一定の建築制限などを行う
- ・ 平成25年度からの入居に向け復興公営住宅を整備するなど、被災した方々の恒久的な住まいの早急な確保を図る

【津波防災施設イメージ図(断面図)】



【津波防災施設イメージ図(平面図)】



【安全な住まいの確保の考え方について】



●津波の浸水深と危険性との関係

- ・浸水深と危険性との関係については、学術的な調査・研究により浸水深が2mを超えると家屋が流失する割合が高くなるとされ、今回の震災に関する本市における調査でも、同様の結果が出ています。
- ・このことを踏まえ、予測される浸水深が2mを超える地区を、津波による被害の危険性が高い地区とします。

●住まいの安全確保と建築制限

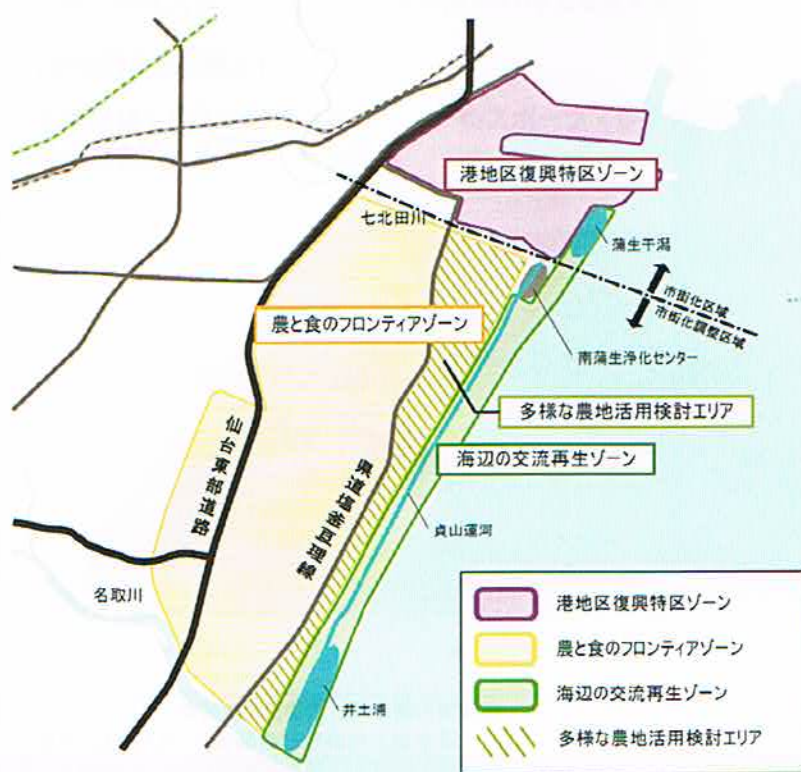
(移転対象となる地区)

- ・予測浸水深が2mを超え、危険性の高い地区であることから、住宅の新築や増築を禁止し、より安全な西側地域へ移転することにより、安全性を確保します。
- ・移転先としては、田子西地区、荒井東地区の土地区画整理事業地や荒井地区の土地区画整理事業予定地などのほか、東部道路に近接する地域において盛土等により安全性を確保した造成地などを候補とします。

(一定の建築制限を設けて現地再建する地区)

- ・地区の一部では予測浸水深が2mを超えますが、地形や周辺の土地利用の状況などから、建物流失等の被害が小さいと想定されるため、住まいの新築や増築などの際に一定の制限を設けることを条件に、現在の位置で防災性の向上を図ります。

【東部土地利用について】



●港地区復興特区ゾーン

・復興特区制度を積極的に活用して、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する地域です。

●農と食のフロンティアゾーン

・農地の集約や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを促進する地域です。

・農と食のフロンティアゾーンのうち、県道塩釜亘理線より東のエリアについては、農業者の営農意欲、地盤沈下、塩害等の懸念もあり、農業者の意向に配慮しながら、農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討します。

●海辺の交流再生ゾーン

・本市の誇る貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦の再生などにより、多くの市民が海や自然と再び触れ合うことのできる魅力的な地域です。

・避難のための丘や避難路、震災の記憶を継承するメモリアル施設などの設置も検討します。

※七北田川から北の蒲生北部地区では、集団移転後の跡地について新たな土地利用を検討しながら、都市基盤の再整備を行います。

※七北田川から南の市街化調整区域では、集団移転後の跡地について新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整理・再編を行います。

2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト

地すべりや擁壁崩壊などの甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、災害復旧関連事業等による復旧を推進するとともに、国の支援制度の対象とならない宅地に対して、本市独自の支援制度を検討します。

【具体的な取り組み】

●安全な暮らしに向けた宅地再建

- ・広範囲にわたり宅地に地すべりや崩壊があった地区や、擁壁や法面が大規模に損壊した箇所について、災害復旧関連事業等による復旧を推進するとともに、必要に応じて集団移転などの手法を検討し、安全で安心な暮らしを再建
- ・国の支援制度の対象とならない宅地について、宅地所有者が復旧を行う場合の費用の一部を助成するなど、本市独自の支援制度を検討し、早期再建を促進

●将来に向けた安全・安心な宅地の確保

- ・宅地災害に関する情報を国などに積極的に提供するとともに、今回の被災を教訓として、市内の宅地の災害履歴や大規模盛土造成地等の情報を把握し、全国的な動向を踏まえながら、市民が安全に安心して暮らすための宅地情報の提供のあり方について検討

3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト

被災された方一人ひとりの暮らしの復興に向けて、関係機関と連携しながら、雇用・就労などの経済基盤確立や恒久的な住まいの確保など、総合的な生活再建支援を進めます。

被災された方々が、安心して生活再建に専念できるよう、心と身体の健康の確保に向け、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を行います。

【具体的な取り組み】

●自立に向けた多様な支援

- ・緊急雇用の創出や雇用のミスマッチの解消を通じた雇用の確保、就労の機会の提供
- ・復興公営住宅の建設などを通じ、被災された方々の恒久的な住まいの確保を支援
- ・一人ひとりの相談に対応し、専門機関につなぐための体制を充実

●誰もが安心できるきめ細かなケア

- ・健康づくりや介護予防、心のケアなど、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな健康支援
- ・地域包括ケアシステムを東部地域の新たなまちづくりの中で推進



総合的支援

一人ひとりの生活再建

心身の健康づくり
(心のケア・見守り)

経済基盤の確立
(雇用創出・就労支援)

住まいの確保
(復興公営住宅の整備)

4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト

農業用施設の復旧や除塩など、営農再開に向けた取り組みを加速するとともに、東部地域を「農と食のフロンティア」として復興すべく、農地の集約や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援します。

【具体的な取り組み】

●農地の復旧と再生

- ・農地のがれき撤去、用排水路や排水機場の復旧、農地の除塩対策を進める

●農業者の経営基盤強化支援

- ・大規模ほ場整備などによる生産基盤の強化、農業法人化や民間資本との提携支援

●都市近郊農業の展開

- ・優れた生産技術を有する農家による家庭菜園などの運営指導、観光的視点を取り入れた農園など、サービス産業としての農業の在り方の検討、その実現や参入に向けた支援の実施

●6次産業化の促進

- ・農業の高付加価値化、高度化促進のための食品加工、流通、販売への参入支援



5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト

津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林を整備し、美しい海浜景観を再生するとともに、本市の誇る貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦の再生にも取り組み、多くの市民が海や自然と再び触れ合うことのできる魅力的な交流ゾーンとして、東部海岸の再生を進めます。

【具体的な取り組み】

- 防災林・蒲生干潟等の再生
- スポーツ・レクリエーション施設の復旧
- 海岸を訪れる市民の安全確保



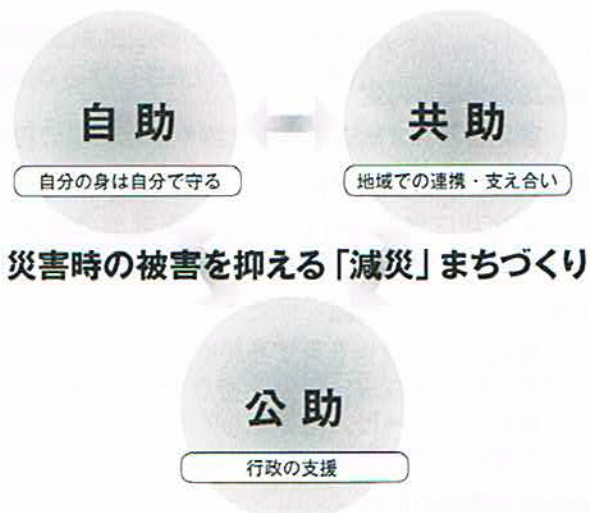
6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト

未曾有の災害を経験した都市として、その教訓を生かした取り組みを進め、防災に関する「仙台モデル」を構築し、国内外へ発信していきます。

震災時の課題を踏まえた避難所の運営や機能の見直し、自助や共助の促進のための普及啓発活動や「地域防災リーダー」の育成、学校での新たな防災教育などに取り組みます。

【具体的な取り組み】

- 避難所の運営や機能の見直し
 - ・ 避難所の運営や機能の見直しなど、「仙台モデル」として他地域へも発信できるような取り組み
- 「防災人」づくり
 - ・ 今回の震災を教訓とした普及啓発活動を強化し、市民一人ひとりの自助の取り組みを促進
 - ・ 地域での防災活動を促進し、自主防災力の向上を図るため、「地域防災リーダー」を育成
 - ・ 児童生徒が生涯にわたって必要な防災力を習得することができるよう、地域と連携しながら、学校における「仙台モデル」の防災教育を推進
- 地域を越えた絆づくり
 - ・ 国内外から多くの支援を受けたことを踏まえ、多様な主体による地域を越えた連携の取り組みを促進



7 「持続的なエネルギー供給を可能にする」新エネ・省エネプロジェクト

新市街地形成が予定される地区においてエコモデルタウン事業に取り組み、特定のエネルギーに過度に依存せず、災害時にも安心な都市づくりを進めます。

多様なエネルギー源の確保を目指して大規模太陽光発電事業やバイオマス発電事業等の誘致を促進するなど、次世代エネルギーの拠点づくりを進めます。

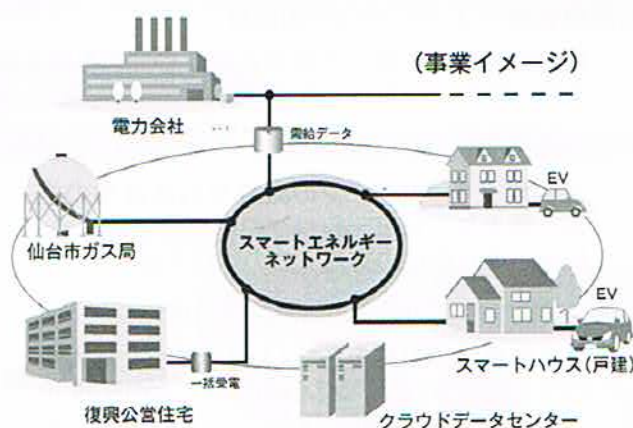
【具体的な取り組み】

●エコモデルタウン

- ・再生可能エネルギーや天然ガスを含めたエネルギー構成の最適化に取り組む
- ・高いエネルギー効率と経済性を両立するモデル的な取り組みの推進
- ・次世代電力計の導入や、ICTを活用した各種サービスの開発を促進

●次世代エネルギー研究・開発拠点づくり

- ・大規模太陽光発電事業やバイオマス発電事業等の誘致促進、藻類バイオマスの研究・開発支援などの研究・開発拠点づくり



8 「復興特区を積極的に活用する」都市活力創出プロジェクト

復興特区制度を積極的に活用して、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進します。

今回の震災に関する防災・環境研究機関などの誘致を図り、学都の知的資源との連携を促進するなど、都市活力の創出に取り組みます。

【具体的な取り組み】

●港地区復興特区

- ・仙台港周辺に立地する被災企業の支援に加え、同地区周辺に新たな成長産業の集積を促進するため、特区制度の活用などによる各種の規制緩和や税、財政、金融上の支援を目指す

●防災・環境研究機関等の誘致

- ・今回の震災や津波の発生メカニズム等の研究が進むことは、世界各地の地震災害に対する防災力強化にも資するものであることから、地震災害を研究対象とする各種機関の誘致と学都の知的資源との連携を促進



9 「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト

「国連防災世界会議」をはじめとする国際会議など、コンベンションの誘致により仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、大型観光キャンペーンを展開し、東北の交流人口の回復を力強く牽引します。

大規模文化施設などについて、規制緩和や特例措置などの支援策を最大限に講じながら民間活力を積極的に呼び込み、その実現を目指します。

【具体的な取り組み】

●国際会議やコンベンションの誘致

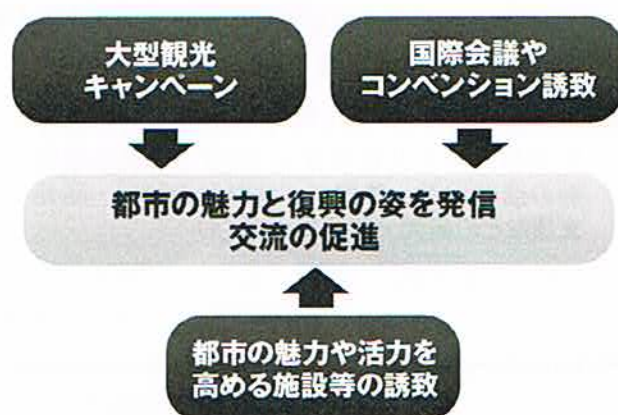
- ・観光など地域産業への経済的効果の波及を図るため、様々な国際会議など、コンベンションの誘致を進め、国内外に仙台・東北の復興の姿を発信

●大型観光キャンペーン等の推進

- ・大型観光キャンペーンの実施や広域連携の推進、様々なプロモーションの展開などにより、仙台・東北全体の交流人口の回復を推進

●都市の魅力や活力を高める施設等の誘致

- ・地下鉄東西線沿線まちづくりと連動させた大規模文化施設やコンベンション施設などの誘致
- ・未利用地の有効活用、特区などによる規制緩和や税財政上の特例措置などの支援策を講じ、民間投資を促す環境整備



10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト

アーカイブ機能を有するメモリアル施設を整備し、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承します。

仙台・東北の復興の姿を広く発信できるような復興のシンボルについて、幅広い市民との協働により検討するとともに、復興事業に学都の知的資源や民間のノウハウ・資金などを導入できる仕組みづくりを進めます。

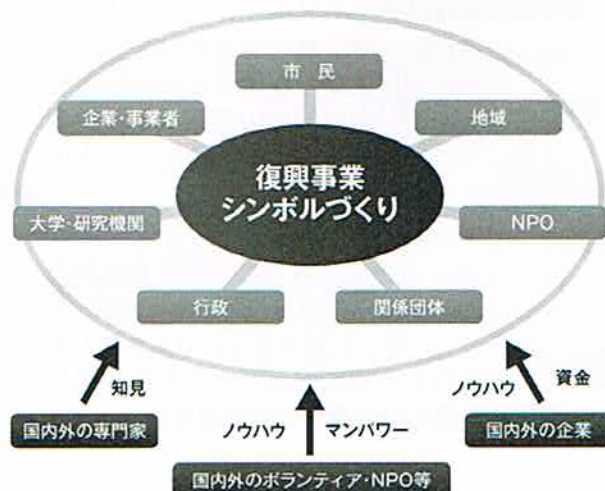
【具体的な取り組み】

●メモリアル施設の整備

- ・震災の記録と復興を後世に伝承するためのアーカイブや情報発信のための拠点の整備
- ・東部沿岸地域に震災の犠牲者の鎮魂と記憶を継承するモニュメントなどを整備

●協働による復興のシンボルづくり

- ・復興のシンボルについて、未来の仙台を支える子どもたちをはじめ、幅広い市民との協働により検討
- ・復興プロジェクトについて、学都の知的資源を生かすと同時に、国内外の専門家や企業などの知見やノウハウ、資金などを積極的に導入できる仕組みづくり



Ⅲ 暮らしと地域の再生

- 1 被災された方々の生活再建支援
 - (1) 健やかで安心な暮らしの確立
 - (2) 経済的自立の確立
 - (3) 恒久的な住まいの確保
- 2 農業の再生
 - (1) 農地の復旧
 - (2) 生産性の高い農業に向けた検討
 - (3) 被災農業者等の経営再開支援
 - (4) 大学や研究機関との連携
- 3 宅地の安全確保と復旧支援
 - (1) 二次被害の防止
 - (2) 復旧支援
- 4 地域企業支援
 - (1) 地域企業への金融支援
 - (2) 事業活動再開に向けた支援
 - (3) 取引・販路拡大への支援
- 5 原子力発電所事故への対応
 - (1) 国等に対する働きかけ
 - (2) 放射線等モニタリングと情報提供
 - (3) 風評被害の防止

Ⅳ 復興まちづくり

- 1 市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくり
 - (1) 多重防御による総合的な津波対策
 - (2) 災害に強い都市基盤の形成
 - (3) 災害対応力の強化
 - (4) 広域連携、拠点性の強化
- 2 「省エネ・新エネルギー」対応型まちづくり
 - (1) エコモデルタウンの構築
 - (2) 環境負荷低減等に向けた取り組み
 - (3) 公共交通の利用促進
 - (4) 省エネ等の促進に向けた連携の推進
- 3 支え合う「自立」・「共生」まちづくり
 - (1) 地域における支え合い活動の推進
 - (2) 復興を支える担い手づくり
 - (3) 新しい市民協働の推進
- 4 東北の復興を牽引する「交流・活力創出」まちづくり
 - (1) 農と食のフロンティア
 - (2) 新エネルギー関連産業の集積促進
 - (3) 防災産業都市の構築促進
 - (4) 地域における多様なビジネス、商店街等に対する支援
 - (5) 新たな観光交流戦略の構築

Ⅴ 復興計画の推進

- (1) 「絆」と「協働」による柔軟で創造的な推進
- (2) 各主体の果たすべき役割
- (3) 持続可能な財政運営と整合する計画の推進
- (4) 復興特区の活用
- (5) 実施計画による計画的な推進

ご意見をお寄せください。

「仙台市震災復興計画（中間案）」について、市民の皆様からのご意見を募集しています。より良い内容としていくため、ぜひご意見をお寄せください。

応募方法

任意の様式に、中間案に対するご意見のほか、①住所、②氏名（団体の場合は①所在地、②名称・代表者の氏名）をご記入のうえ、FAX、郵送、Eメールで平成23年10月17日（月）までに「仙台市役所 震災復興室」あてにお送りいただくか、区役所、総合支所の総合案内（秋保総合支所は総務課）にご提出ください。また、市ホームページ上からも電子申請サービスを利用したご意見の提出ができます。

なお、いただいたご意見について個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

また、ご記入いただいた個人情報は、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

FAX

022-268-4311

郵 送

〒980-8671 仙台市役所 震災復興室
（※郵便番号とあて名だけで届きます）

Eメール

fukkokeikaku@city.sendai.jp

ホームページ（電子申請サービス）

**[http://www.city.sendai.jp/
fukko/iken.html](http://www.city.sendai.jp/fukko/iken.html)**

※中間案の詳しい内容は、上記の仙台市ホームページからご覧下さい。

※いただいたご意見の概要や対応の状況などについては、ホームページで公表します。

仙台市震災復興計画（中間案）＜概要版＞

平成23年9月

仙台市震災復興本部震災復興室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

TEL.022-214-1266 FAX.022-268-4311